

学校において、特に予防することになっているつぎの感染症に該当するおそれがあります。その場合、学校保健安全法の予防規定により、本人の早期回復と集団への感染の予防として出席を停止とします。出席停止の期間は主治医の指示に従っていただくとともにこの期間は欠席扱いとはなりませんので、十分な回復に努めてください。なお、回復して登校する際には、下記の証明書に書いていただき提出してくださるようお願いいたします。

百日咳	特有な咳がとれるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消退し2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認めるまで
その他	◇流行性角結膜炎 ◇手足口病 ◇ウイルス性肝炎 ◇マイコプラズマ感染症 ◇流行性嘔吐下痢症など ◇伝染性紅斑 ◇溶連菌感染症 ◇ヘルパンギーナ 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。症状により必要でない場合もあります。

.....
.....

1 児童名 年 組 氏名 ()

2 疾病名 ()

3 出席停止期間 平成 年 月 日 ～ 月 日

上記の疾病が治癒しましたので、 月 日より登校可能なことを証明いたします。

平成 年 月 日

医療機関・医師名

印